

想い 叶う

様々な障がいを抱えたお子さんをお持ちの方は、いわゆる「親亡き後問題」がご心配なことでしょう。

ご自身の資産を活用することにより、お子さんの安心・安全な生活を、将来にわたり支えることができます。

静岡県司法書士会
民事信託研究グループ

「叶（かなう）」

に所属する私たち司法書士が、皆さんの想いを叶えます！

こんなこと、 ご相談ください！

- ・ 子供の将来が不安. . .
- ・ 私たちの相続はどうすればいいの？
- ・ 私たち夫婦に代わって、子供の財産管理を頼みたい！
- ・ 成年後見を利用したい！！
- ・ 民事信託って??
- ・ 子供のために蓄えた財産があるけど、誰に託そう？

☛ **ご相談先は裏面に！**

発刊のごあいさつ

皆さん、こんにちは。私たちは、静岡県司法書士会に所属する民事信託研究グループ「叶（かなう）」と申します。

皆さんは、ご自身やご家族の生活を支える大切な財産について、不安に感じていることはありませんか？ その不安をどなたかに相談されたことはありますか？

私たちは「民事信託」という仕組みを活用し、ご自身やご家族の安全で安心な生活を、将来にわたってご支援させていただくことを目的とする司法書士のグループです。

ところで、多くの皆さんは「民事信託」という

制度を耳にされたことがないのではないのでしょうか？ 制度の存在はご存知でも、どんな使い方ができるのかわからないという方も少なくないと思います。

聞き慣れない制度ですが、上手に「民事信託」を活用することで、皆さんの“想いを叶える”ことができるかもしれません。いろいろな可能性を持つ「民事信託」をより多くの方に知っていただきたく、ニュースレターを創刊いたしました。

このニュースレターでは、「民事信託」のイロハから、実際の活用例、私たちの活動のご紹介な

どを掲載することで、皆さんに「民事信託」を身近に感じてもらい、活用をご検討いただきたいと考えています。

「民事信託」の最大の特徴は、利用者のニーズに合った自由な設計ができるとてもフレキシブルな制度だという点です。

もちろん“想いを叶える”仕組みには、成年後見制度や遺言など「民事信託」以外の制度も検討できます。利用者のニーズによって、どの制度が最適であるのかを、法律の専門家である私たち司法書士と一緒に検討してみませんか！

私たちが支援します!!

「民事信託」のイロハ（1）

この紙面では「民事信託」という聞き慣れない仕組みのイロハを、わかりやすくご紹介していきます。1回目は信託の仕組みについてご紹介しましょう。裏面のイメージ図もご参照ください。

+++++

民事信託とは、ご自身の財産を、①「家族の誰かのために」②「使い方を指定して」、第三者に管理を委託する仕組みとご理解ください。

裏面の図では、①は障がいを抱えるお子さんですが、ほかにも高齢の両親、夫に先立たれた妻、両親を事故で亡くした子供などが考えられます。

つまり、民事信託を利

用することで、弱い立場の方や一人での生活に不安の残る方を支援することができるのです。

次に、民事信託を利用しようとする方は、②のように、預けた財産をどのように管理しどのように使うのかを、細かく指定することができます。

裏面の図では、多額の金銭管理をすることが困難なお子さんに対し「毎月の生活に必要な一定額を少しずつ支給してほしい」と指定しています。

①②のふたつをあわせて「信託の目的」と呼びます。信託の目的を丁寧に定めることにより、思い描く姿の実現も可能となることから“民事信託

の肝”といわれる重要な要素とされています。

ところで、①「家族の誰かのために」と書きましたが、ご自身のためであっても構いません。認知症により金銭管理ができなくなるような場合に備え、長年蓄えてきた貯金を息子さんに預けて今後の生活資金に使ってもらったり、医療費や施設費に充ててもらったりすることもできますね。

お金だけでなく、賃貸不動産や株式を信託し、賃料や配当金を今後の生活資金に充ててもらうことも考えられます。

自由な発想で「**想いを叶える**」仕組み、それが民事信託なのです。

「親亡き後」への民事信託の活用イメージ

Q1. 何か対策が必要なのですか？

→障がいをお持ちのお子さんが、親御さんの財産を相続したとしても、適切な財産管理ができず、長期にわたり安定した生活を送ることに支障が生じるおそれもあります。このため、法的な対策が不可欠です。

Q2. どんな対策が有効なのですか？

→成年後見制度の活用が考えられますが、それだけでは全てのご希望には対応できません。民事信託という制度を活用することで、さらに効果的な対策を講じることができます。

Q3. 「民事信託」って？



障害者支援施設で「民事信託」の説明会を開催しました！

- 保護者様対象の説明会
- 合同相談会
- 職員様向けの勉強会
- 支援者様向けのセミナー

など、**無料**にて対応いたします！

先日、浜松市内の障害者支援施設において、成年後見制度や民事信託を活用した「親亡き後」への備えをテーマとする説明会を開催させていただきました。

ご参加いただいた一組のご夫婦からは、障がいを抱えたお子さんに対する『想い』を伺うことができました。その後、お子さんご本人にお会いする機会を得たのですが、お子さん自身も親御さんに対し「いつも心配をかけて申し訳ない」との『想い』を口にされていました。

一組の親子を通じ、『想い』は決して一方通行ではない、ということをお学びされました。親子の『想い』を叶えるため、現在、民事信託の手続きをすすめております。

ご相談・お問い合わせはこちらへ！！

☎ 053-589-5745

【窓口担当・小出洋史】

※ 電話相談の段階では費用は発生しません。「叶」所属の司法書士が対応いたします。